

春夏秋冬

第260号 2014年10月13日(月)

名古屋南民主商工会

名古屋市南区西又兵衛町4-24

TEL: 052-612-3516 (部内資料)



拡大行動後、集合

名古屋南民商婦人部は10月7日(火)役員会後に婦人部員と読者の拡大行動を行い5人の婦人部役員と事務局が参加しました。二組に分かれて訪問しました。清原、福岡組はメールで問い合わせがあった喫茶店を訪問。メールには朝「8時から営業」となっていましたが残念ながらシャッターがおりていて資料を届けました。その並びの「から揚げ専門店」と「居酒屋」にも商工新聞をポスティングしました。次は以前相談のあった「NPO法人」(介護事業・喫茶コーナー)の喫茶店を訪問。店主が、「介護」事業の方へ行かれていましたが、従業員さんが元会員さん(元焼肉店)で署名に快く協力してもらい懇談しました。

「まは行動」「引き続き現場のつらさを」「長官の答へ」

茶店で読者が増えました。「また、退会された写真屋さん増えました」と手嶋、出水さんから次々喜びのメールが入ってきました。翌日は、婦人部員も2人増え「まずは行動しよう」が実感できました。

婦人部では商工新聞に「ちぎり絵」を通信。9月29日、10月6日、13日付の読者の広場に掲載され、「10000円の図書券をもらったよ。すごいね」と役員会では大興奮。「新聞を開くのが楽しみになった」と通信者の感想が印象的でした。

「法的根拠がない」として事前通知とは認めない

名古屋南民商が行った9月26日(金)の税務署交渉で、事前通知についての宿題について、税務署から回答があり、「税務署内での文章はあるが、そちらが言われる通り、事前通知は、法律上、税務署長を補佐する署員が出来るとする法律や政令などはありません、税務署側の解釈で取り扱っている」と法的な根拠がないまま、勝手な解釈で運用されている事が明らかになりました。

今後の調査では、法的な根拠のない税務職員の前通知は、「違法な手続きとして事前通知とは認めない」と直ちに税務署長名で通知せよ」と要求して行きますよう。ましてや、事前通知すらない税務調査には、その理由を追及しながら事前通知をするように断固戦いましょう!

今回の返事は国税通則法では事前通知は「税務署長等」と規定があり、しかも「等」についても「国税庁長官、国税局長、税務署長、税関長」と規定が明確で、どこをどう読んでも、一般の税務署員ができるようには書いていないとの指摘に対して、「署員は、署長を補佐しているから出来る」と回答したため、その解釈の法的な根拠を示すように追及したところ、その場では回答できず宿題になっていたことへの税務署側からの回答です。

名古屋南民商第6回総会第2回理事会

名古屋南民商第6回総会第2回理事会は、民商会館が築後40年以上を経過し、老朽化が激しく、地震にもまったく耐えられなくなっていることから、移転あるいは、建て替えをすることで検討を始める事を決定しました。

中小業者が深刻な事態にある中、財政的には苦しいけれど、新しい名古屋南部地域の業者のナショナルセンターとしての役割が発揮でき、しかも、20年から30年を見越した会館を作る必要性から決定いたしました。

今後、具体的な検討が進む段階でみなさんに随時お知らせします。みなさんのご意見やご提案もぜひ積極的に寄せ下さい。

健康保険の異動手続きは14日以内に

家族が会社を退職して社会保険から国民健康保険へ切り替えるとき、健康保険法では14日以内に異動の手続きが必要です。届け出が遅れると、取得日はその発生したときまでさかのぼり、資格が生じても給付が受けられず自己負担になる場合があります。

例: 家族が6月に退職したが、国保への異動手続きが9月になってしまった



この間の医療給付は受けられない

引き続き、すべての仲間から3つの署名(消費税・国保・憲法)を集めています。ご協力下さい

10月のなんでも相談会には、知り合いの業者を誘ってぜひご参加ください。